

入札監理小委員会の審議結果報告

「新卒応援ハローワーク」、「わかものハローワーク」、 「マザーズハローワーク」における求職者セミナー、 キャリア・コンサルティング等業務

厚生労働省の標記業務について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要及びこれまでの経緯について

本事業は、公共サービス改革基本方針（平成 27 年 7 月 10 日閣議決定）別表において、新規の事業として選定されたもの。

従前は、「わかものハローワーク」におけるキャリア・コンサルティング等業務を平成 26 年度から外部委託（企画競争入札、単年度）により実施し、その他の業務については、各種ハローワークにおいて、部分的な外部委託や職業相談過程の中で常勤・非常勤職員により実施されてきたが、今回から「新卒応援ハローワーク」、「わかものハローワーク」、「マザーズハローワーク」におけるキャリア・コンサルティング等（オリエンテーション・新ジョブカードの作成支援）、求職者セミナー、心理カウンセリング、託児サービス（マザーズハローワーク）を包括化するとともに、国庫債務負担行為の活用による 3 年間の複数年契約とする。（東京、大阪、愛知の各労働局単位で入札）

2. 実施要項（案）の審議結果について

【論点】

求職者セミナー・託児サービスを外部施設で実施する場合の「隣接」とは、発注者としてどの程度を想定しているのか。必須項目に関連する内容が盛り込まれているので事業者に伝わるようにすべきではないか。

【対応】

「隣接」の目安を追記した。（資料 1 - 2 18 頁）

【論点】

託児サービスに必要な資格や対応実績といった情報を明記すべきではないか。

【対応】

託児サービスに必要な資格を追記するとともに、過年度に各マザーズハローワークの託児サービスを利用した子どもの数を追記した。（資料 1 - 2 21 頁、77 頁他）

【論点】

委託する業務の中で、他機関と連携すべきと発注者が考えるものがあるならば、創意工夫を促す観点から、その点が事業者に伝わるようにすべきではないか。

【対応】

連携先として想定される団体等及び連携方法を具体例として示した。また、求職者への効率的・効果的な支援及び受託者への円滑な誘導を行うため、発注者（ハローワーク）との連携・情報共有の方法等についても追記した。（資料 1 - 2 21～24 頁他）

【論点】

質として設定しているアンケート項目（「サービス内容が有用であったか」）を接遇面も含め細分化すべきではないか。

【対応】

設問を細分化するとともに、サービス内容のコアな部分を尋ねる設問を追加した。（資料 1－2 40～47 頁）

【論点】

アンケートの方法について、公正性を保つための工夫の余地はないか。

【対応】

受託者に対し、支援が終了した際の報告を求めるほか、本事業の利用者に対し、必要に応じてハローワークが聴き取りを行うこととした。（資料 1－2 58～63 頁）

【論点】

以下の点について、事業者に伝わるよう配慮すべきではないか。

- ・発注者が確保する「キャリアコンサルティングセンター」の場所や広さ、備品等の情報
- ・評価基準の内容の補足（どういった提案を発注者が求めているのか）
- ・評価基準の 2（1）①「実施労働局及び当該施設の方針」
- ・求職者セミナーの時間がハローワーク毎に異なる意図
- ・求職者セミナーの種類別の実績

【対応】（修正なし）

入札公告での補足資料としての提示や、説明会での説明により対応。

3. パブリック・コメントの対応について

平成 27 年 10 月 28 日から 11 月 10 日まで実施されたパブリック・コメントにおいて、1 者から 1 件の意見等が寄せられたが、実施要項（案）の修正を要するような意見ではなかった。

以 上